

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所の核燃料物質使用施設保安規定変更認可申請に係る面談
2. 日時: 令和4年10月19日(水)13時30分～14時05分
3. 場所: 原子力規制庁10階会議卓 ※テレビ会議により実施
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門
本多主任安全審査官、水野使用係員
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所
核燃料サイクル工学研究所 保安管理部 施設安全課 マネージャー 他2名
安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課 技術副主幹 他1名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 提出資料
 - ・日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所の核燃料物質使用施設保安規定変更認可申請について
 - ・核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定使用(変更)許可と保安規定の記載整理表
 - ・核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定使用施設等における保安規定の審査基準と保安規定の記載整理表
 - ・保安規定に規定すべき事項の確認表

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	様。
0:00:02	いや、原子力規制よろしいですか。
0:00:05	原子力規制庁の水野と申します。本日は 2022 年 9 月 26 日付で申請いただいた。
0:00:12	保安規定の変更認可申請についての面談となります。
0:00:16	まずは申請に対して作成いただいている面談資料の内容について、ご説明をよろしく願いいたします。
0:00:24	はい。原子力機構の東です。資料目指しは四つ準備しておりますが、まず、説明に関しては概要資料 1 枚作っておりますのでそっちの方で説明したいと思っておりますのでよろしく願いします。
0:00:37	今日柿崎の方よろしく願いします。
0:00:42	はい。カクサケン保安管理部施設安全課の古橋と申します。
0:00:47	本日はよろしく願いいたします。
0:00:49	それでは今回、9 月の 26 日に申請させていただきました保安規定の概要について、説明資料を基にご説明をさせていただきます。
0:01:00	めくっていただきまして概要がございます。
0:01:04	今回変更し、保安規定の変更をさせていただく概要ということで大きく三つございます。
0:01:11	まず一つ目が、放射性廃棄物でない廃棄物の管理の明確化ということで、第 1 編、第 9 章第 37 条の 2 に、新たに放射性廃棄物でない廃棄物の管理を追加させていただきます。
0:01:25	二つ目に、個人線量計の名称の変更でございます。
0:01:29	対象としては第 1 編第 1-7 表に、個人線量計が記載されてございますが、これの名称を変更するという内容でございます。
0:01:39	それと両 3 番目に、記載の適正化ということで、主要規則等の用語の整合、それと品質マネジメントシステム文書体系における、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:50	要領書の名称をについて変更させていただくという内容でございます。
0:01:56	それでは細かくご紹介をさせていただきます。次のページになります。
0:02:01	まず一つ目の放射性廃棄物が廃棄物の管理の明確化でございます。
0:02:06	本件については新たに第9章第37条の2として新たに廃棄物でない廃棄物の管理を追加するということでございます。
0:02:17	内容としましては新たに第37条の2に、放射性廃棄物でない廃棄物の管理を規定してございます。
0:02:27	ちょっと読み上げさせていただくと、統括者または報告者仙管理部長は管理区域内において設置された資材。
0:02:36	または使用された物品を核燃料物質及び核燃料ビジョンと汚染されたものでない。
0:02:43	物で廃棄しようとするものでない廃棄物、放射性廃棄物でない廃棄物になりますが、
0:02:50	それを管理区域外に搬出する場合は次の各号に掲げる事項を確認するという規定でございます。
0:02:58	旅客一番として資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴。
0:03:08	設置状況の記録等により、汚染がないこと。
0:03:12	また適切な測定方法により、念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であること。
0:03:25	なお、汚染された資機材にとっては、汚染部位の特定分離を行った場合には、残った汚染されていない部分については同様の念のための放射線測定を行い、
0:03:36	測定結果が理論検出限界のきよ、検出限界に限界値未満であること。
0:03:43	を確認すると、次のページ続きになります。
0:03:47	両括弧2番として、今度は物品の話でございます。物品についても同様に、同じような規定を追加してございます。
0:03:56	それと両括弧3番で、前2号の資材等及び物品については、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:02	管理区域から搬出するまでの間、他の資機材等及び物品との混在防止の措置が講じられていることとすることを、新たに今回 37 条の 2 として規定をさしていただくという内容でございます。
0:04:18	ちょっと補足でございますが、まず 37 条の主語でございます。
0:04:24	統括者ということで保安規定の中で定義をさしていただいておりますが、
0:04:31	施設を管理してる環境技術開発センター長、及びプルトニウム燃料汚染燃料技術開発センター長をさしてございます。
0:04:42	変更後の第 10 章における、放射性廃棄物及び放射性液体廃棄物と同様に、
0:04:50	放射性廃棄物が廃棄物の管理についても、統括者または放射線管理部長を責任者として主語として記載させていただきます。
0:05:01	なお放射線管理部長につきましては、基本的には施設の統括者ではございませんが、施設の中に一部放射線管理部門が在籍しておりますので、
0:05:14	放射性廃棄物な廃棄物についても、放射線管理部の方から搬出する可能性があるため、統括者または放射線管理部長が行うということで規定をさしていただいております。
0:05:30	続きまして次のページになります。両括弧 2 番として個人線量計の名称の変更でございます。
0:05:38	内容としては、TLD の生産終了を踏まえた個人線量計、測定業務の外部委託に伴い、
0:05:47	個人線量計の種類が今後増えるということが考えられます。個人線量計の名称の種類を特定しない、今記載の変更をするという内容でございます。
0:06:00	またあわせて個人線量計の記載順を体幹部用線量計、水晶体用線量計、
0:06:08	末端舞踊、線量計の順に変更すると、見直しということでございます。
0:06:18	えと細かく、ご紹介をさせていただきますが両括弧次のページ、個人線量計の名称の変更ということで、第 1-7 表、外部及び内部被ばくによる線量計の測定という表がございます。
0:06:31	これまでは個人線量計ということで TLD バッチ、JENDL B リング、または JLD または電子式個人線量計ということで記載をさせていただきましたが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:44	変更後ということで体幹部用線量計、水晶体を線量計、それとまた秒線量計ということで見直しを図ってございます。
0:06:56	続きまして次のページ、両括弧3番でございます。
0:07:00	記載の適正化に変更ということでございます。まず一つ目が、策というのを、規則に合わせてまして漢字のサブに変更いたします。
0:07:11	同様に二つ目として遮へい物についても遮へいというところを漢字に直してございます。
0:07:18	それと三つ目都度についても同様に漢字に表記をさしていただくという変更でございます。
0:07:31	続きまして次のページ、続きになります。
0:07:34	品質マネジメントシステムの文書体系における、要領庄野を名称をについて変更をさせていただくということでございます。
0:07:44	ちょっと補足をさせていただきますと品質マネジメントシステムの文書体系に、
0:07:50	保安管理部において不適合管理並びに自制措置及び未然防止処置要領書というのを今回追加してございます。
0:08:00	これまでの変更認可申請において追加していなかった文書として、今回新たに追加をするという内容でございます。
0:08:10	なお工場等外要領書は、私ども再処理施設もカクサケン中にはございませんので、
0:08:17	最初に施設に係る保安管理部の不適合管理を対象として、当初作成しております、主要施設に係る不適合管理は、
0:08:28	研究所の不適合管理並びに是正措置及び未然防止処置の要領書、いわゆる所の要領書を使って運用してきた。
0:08:39	というのが主要施設でございます。
0:08:42	保安管理部における不適合管理の効率的な運用の改善として、当該要領書を、令和3年の3月31日に改定をいたしております、
0:08:53	主要施設と再処理も両方使えるようにということで統合し一本化をしたということ今回改めて保安規定の中に追加をさせていただいた。
0:09:05	追加していささせていただきますという内容でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:09	本変更の内容概要については以上でございます。
0:09:16	ありがとうございます。
0:09:21	西尾議長のミズノんと幾つか質問させていただければと思うんですけどもよろしいでしょうか。
0:09:30	はい。よろしく申し上げます。お願いします。
0:09:35	最初の、
0:09:36	C、
0:09:38	3 ページ目、3 ページ目から 4 ページにかけて放射線廃棄物でない廃棄物の管理の明確化というところで、
0:09:45	当然、
0:09:47	教えていただいているところなんですけれども、その統括者とは施設管理している方のセンター長二名をまかれていると思うんですけれども、
0:09:58	この規定の、もう伴本間といいますか、の方では、隔年核燃料統括者のことを、統括者と、
0:10:08	言われてると思うんですけれども、
0:10:12	その各燃料統括者が、
0:10:15	7 市町の 7 からじゃない、四条 2 章の四条の、
0:10:22	7 から 15 のところという。
0:10:25	認識を持っているんですけれども、
0:10:27	こちら、いかがでしょうかというのと、それが核燃料統括者が統括者と言っているのであれば、
0:10:36	今回限定されているのはどういうことなのでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:50	はい、カクサケン保安管理部の古橋でございます。
0:10:54	ご質問の件でございますが、当館本坂野第4条を第2項に、2、前、前項第7号及び15号に掲げるものを核燃料通り核燃料統括者、
0:11:10	マイカ統括者というところまで、まず一つ定義をさしていただけてます。
0:11:15	この第1号の7号、10号のものでございますが、まず一つ、7号につきましては環境技術開発センター長になります。
0:11:27	そして15号につきましてはブルドンM燃料技術開発センター長ということで、それぞれセンターの長ということで、これらのものが統括者という扱いでございます。
0:11:41	今回追加をさしていただいている統括者でございますが、
0:11:45	基本は保安規定の適用を受けている施設としては、この環境センター、それとプルセンター、この二つの施設が対象でございます。
0:11:58	ですのでその施設の東海支社が、今回の追加の廃棄物な廃棄物の管理について行うということで主語が統括者をさして統括者にさせていただいております。
0:12:12	ありがとうございます。
0:12:14	それで追加なんです、の質問なんですけれども、規制庁の水野です。第5章の、
0:12:20	保安教育訓練の最初の18条のところ、ちょっとこの文脈がちょっと違うのかもしれないんですけども、
0:12:28	向こうのところで、環境技術開発センター長またはプルトニウム燃料技術開発センター長の承認をえなければならないといったような
0:12:39	記載あると思うんですけどもそのように
0:12:42	統括者という書き方ではなく、なくこのような書き方をすることはあまり、
0:12:47	ないのでしょう。
0:12:52	はい。カクサケン保安管理部の古橋でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:56	まず保安教育で書かれている第 18 条第 2 項でございますが、
0:13:02	各施設内各課長は保安教育に係る年度計画を策定し、各取主務者の道営 た後、それぞれ、
0:13:12	のセンター長の承認を受けるという形で書かさせていただいている条項 になってます。
0:13:18	ここを今、環境技術開発センター長またはプルトニウム燃料センター長 の承認をえなければならないという書き方になっておりますが、
0:13:28	ここを統括者という書き方にしてしまうと、それぞれの各課長、プルト ニウムのエリアセンターの加来課長、環境センターの加来課長は、
0:13:38	投下者の承認をえなければならないという読み方になってしまうため、
0:13:44	とうとう柏 2 人おりますので、それぞれの透過者に承認を得るという解 釈になってしまうものですから、ここはまたはということで、それぞれ の長を記載させていただいております。
0:13:58	以上でございます。はい。ありがとうございます。
0:14:02	もう 1 点目 2 点目なんですけれども、個別の個人線量計に関する変更の ところについてになります。
0:14:13	うん。
0:14:14	うん。
0:14:15	あまりちょっと何か私自身がこういったもの、知識がないこともありま すのでこういった質問してしまうんですけれども、あと変更しても特に 性能的には変更されずに、問題ないといった判断からこのように、
0:14:29	変更されたのかっていうところと、あとその電子式個人線量計が削除さ れているんですけれども、もともとその電子式個人線量計を用いて、
0:14:40	測定した部分については今回の、何ていうんすか変更に伴って、線量計 自体、変更されるわけなんですけれども、問題なく測定できるということ でしょうか。
0:15:01	はい、サイクル研放射線管理部、線量計測の高嶋と申します。
0:15:08	まず 1 点目の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:10	それぞれの線量計についての技術的な観点ですけども、
0:15:14	これにつきましては一定のJIS等の基準にも踏まえまして一定の、
0:15:21	技術的な保証がありますので、特に他のものにしても、
0:15:28	遜色ないというところです。
0:15:30	特に今回
0:15:33	線量計につきましては、アウトソース。
0:15:38	指定機関の認定を受けたものを使用するというにしていますので、
0:15:43	その辺の品質保証的な
0:15:46	ものとか、技術的な
0:15:48	製品の補償については、特に遜色ないというふうに考えております。はい。あと、次、はい。あと電子線量計につきましてはここで、
0:16:00	以前は、具体的な電子線量計ということで、
0:16:04	記載しておりましたけども、これにつきましても、
0:16:08	体幹部用の線量計ということでそこに包含されますので、
0:16:14	今回細かな表現をなくしたというところでございます。はい。
0:16:19	ありがとうございます。
0:16:25	規制庁の水間です。もう1点個人線量計に関する事で質問があるんですけども、
0:16:32	衛藤。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:33	T L Dまた電子線、電子式、
0:16:36	個人線量計に関するところの、もともと記載に対する対象者として、
0:16:43	一時立入者及び線量計、計測課長が必要と認める者という記載がされていたんですけども、
0:16:51	放射性業務管理者の業務従事者のうち、線量計測課長が必要と認めるもの。
0:17:01	ということに
0:17:03	変更される部分もあるかと思うんですけども、
0:17:08	必要な都度という表現が一時立入者のみにかかってきていて、変更後は四半期ごとにとという記載に変更になっていると思うんですけども、もう少し
0:17:19	変更前後の関係について詳細に教えていただければと思うので、思います。よろしくをお願いします。
0:17:29	場所。
0:17:35	カクサケン放射線管理部線量計測課の細見と申します。
0:17:40	と、
0:17:41	まずですね。
0:17:42	ご質問いただきました件
0:17:47	変更前の保安規定の対象者のところにおきます
0:17:52	線量計測課長が必要と認めるもの。
0:17:55	そういうものは具体的には、ちょっと文章足らずではございますが放射線業務従事者のうち、線量計測課長が必要と認めるものと、
0:18:04	いう形で、これまで運用して、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:06	参りました。で、実際、必要の都度と書かれているところは放射線業務従事者の場合ですと、
0:18:13	定期の測定はもう四半期ごとの測定となっておりますので、
0:18:17	これまでも四半期ごとの測定を、主としてやってきておりましたので、今回の変更に合わせてそのところの記載をよりも、受け、明確にするというところで、
0:18:29	衛藤。
0:18:30	記載値を、
0:18:32	動かしまして、
0:18:35	放射線業務者従事者のうち、線量計測課長が必要と認めるもの。
0:18:40	測定頻度は四半期ごとという記載のほうに変更してございます。
0:18:44	承知いたしましたあの変更に伴って変化しているわけではないということを確認できましたありがとうございます。
0:18:50	次、もう1点なんですけれども、
0:18:55	記載の適正化に関わる変更のうちの、品質マネジメントシステム文書体系についてなんですけれども、
0:19:10	要領書について今回整合を図るために申請いただいたということなんですけれども、
0:19:18	令和3年3月31日改定から4回ほど
0:19:25	申請があったかと思うんですけれども、それまでに申請されなかった、変更で申請が行われなかった理由を教えてくださいと思います。お願いします。
0:19:42	はい。カクサケン保安管理部の古橋でございます。
0:19:47	今のご指摘というかご質問でございますが、確かに

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:52	過去何回かの保安規定の変更の申請の際に、変更できるタイミングがございましたが、
0:20:00	他に途中申請させていただいた申請内容を、について優先的に変更をかけたいというところで、
0:20:10	他の申請をさせていただきました。今回の文書改正につきましては、本来どっかのタイミングでやらなくちゃいけなかったというところで、私もちょっと反省をしております。
0:20:22	そういう意味ではタイミングがなかったわけではなくて単にこのシステムの体系図について、見直しについてちょっと後送りになってしまったという現状でございます。
0:20:35	以上でございます。
0:20:36	はい。
0:20:38	ありがとうございます。
0:20:47	規制庁の水間です。今後、ご回答いただいたことに対してなんですけれども、今回新名他のものが優先されて公開になってしまったという話だったんですけれども、
0:20:58	その4回申請というか今回までの間に、何かそれで困ったこととかはなかったんですかね。
0:21:10	はい、カクサケン保安管理部の古橋でございます。
0:21:14	すでに要領書の方は、制定をさして実質、これに基づく対応して参りましたので、基本的には改めて保安規定に出たからといって、今までの部分がなかったということではございませんで、
0:21:29	活動としてはやって参りましたので特に問題ないということで認識してございます。以上です。
0:21:36	はい、ありがとうございます。
0:21:38	本多さん。
0:21:42	皆さん、はい。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:44	何か。
0:21:46	伊藤委員はい。えっとねちょっとNRのところであつと規制庁の本田です。ONRのところであつと、もう非常に、
0:21:53	細かなことで恐縮です。
0:21:55	教えてください
0:21:58	ちょっとね。
0:22:00	両方と適切な、
0:22:03	季節な汚染防止対策が行われていることを確認したっていう記載と、
0:22:09	あと、適切な押す測定方法により念のため、評価を行うっていう。
0:22:16	レイズがあるんですけどこの適切な汚染防止対策と適切な測定方法っていうのはどういうことを、念頭に置いてらっしゃるかっていうのを聞かせてください。
0:22:40	はい、カクサケン保安管理部の古橋でございます。
0:22:44	まず後者の方の適切な測定方法によりということで、規定上条文化させていただいておりますが、
0:22:53	実際にはこの適切な測定方法を放射線測定評価については、まさしくこの後私ども実際に運用にあたっては、
0:23:06	その規則で明確に図りたいということで、
0:23:11	測定方法については当然保安規定認可施行するまでには、きちんと要領の方を定めたいと考えてございます。
0:23:22	うん。
0:23:26	原子力機構のヒガシですちょっと各先に確認なんですけど、
0:23:30	細かい各所内の規則なんですけどもそれは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:35	いわゆる本支援できる文書体系図とひもづけされてるという理解でよろしいですか。
0:23:42	はいカクサケン公安管理部の古橋でございます。はい。東さんが言われた通り、当然、Q Aの体系の文書の位置付けということで理解してございます。
0:24:00	ありがとうございます規制庁の問題です。そうすつとあれですか、ちょっと今最後に、
0:24:05	非マネジメント品かマネジメントの話出てきたの。
0:24:10	保安規定の、
0:24:12	何かの
0:24:13	文書体系の図がありますけどあそこに何かまた新たに入るって感じですかそれとももうすでに紐づいてる文章を改定するっていうようなイメージになるんですか。
0:24:26	はい、カクサケン公安管理部の古橋でございます。
0:24:30	今のご質問でございますが今回、要領書等の名前を変更させていただいた第1-1-3図、ピースマネジメントシステムの文書体系を書かさせていただいておりますが、
0:24:44	基本的にはここには登場しない文章になります。はい。はい。経営部署の中に文書化による所がございまして、
0:24:54	その中に関係規定類ということで呼び出しを行っておりますので、品質マネジメントシステム上は、関連文書という位置付けになっていきますので、
0:25:06	紐づけは品証上の紐付けはされます。
0:25:10	されるほど、規制庁の方でされるけれどもこの図には直接出てこない。もうちょっと本当に
0:25:17	もうガイドライン的なそういったイメージですか。
0:25:23	マニュアル的な、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:25	はい。カクサケンありうるフルハシでございます。おっしゃる通り、映像、そういう形の容量は、規則になっていきます。
0:25:34	以上です。
0:25:42	あ、規制庁の本多佐藤汚染対策、汚染防止対策の方は何かどんな
0:25:50	イメージをお持ちですか。
0:25:55	はい。カクサケン保安管理部の古橋でございます。
0:25:59	今のご質問でございますが基本的に測定し終わったものについては、他との接触がないように、と識別区画をした形の、
0:26:09	保管にするというイメージでございます。以上です。
0:26:18	うん。
0:26:19	それは規制庁の方でそれは
0:26:22	直接何か雇用場とかそういうことじゃなくて、
0:26:25	その混在しない汚れているものと呼ばれてないものが混在しないようにちゃんとこう、
0:26:30	何か濃く区別して、本場所を置く場所を区別したりってそういう対策ってことです。
0:26:39	はい。カクサケン保安管理部の古橋でございます。基本的には測定し終わったものについては例えば養生だったり、部屋を空けることだったりということで、接触をしないということで対応しようと考えております。
0:26:55	以上です。
0:26:59	はい。規制庁の昆です。ありがとうございました。
0:27:20	あとですねすいません

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:22	規制庁の恩田ですけどちょっとまだ説明あったかもしんないけど
0:27:26	最後のその不適合の文書の話ですけど、
0:27:30	これは
0:27:36	C、資料にも書いてありますけど使用施設に係る不適合管理は訴訟の要領書を運用していたけれども、
0:27:47	保安管理部における、
0:27:51	平均5管理、効率的な運用と改善として、要領書を一本化したって一本化したってというのはその、
0:27:58	再処理施設にかかるってやつと、
0:28:02	所のやつを一本化して、
0:28:05	よ。
0:28:06	はい。一つの分、一つの要領書にしたっていうふうにとらえていいんです。
0:28:13	はい、カクサケン保安管理部の古橋でございます。
0:28:17	不適合の要領書につきましては、まず、共通的な容量ということで所の容量が一つございます。
0:28:25	再処理施設についてはこの所の要領書を受けて、再処理センターで、このセンターの不適合の要領書を作っていたと。
0:28:36	というのが現状でございます。はい。本件については一部、最初にも関係しますので、再処理に絡む不適合については、再処理センターの不適合の要領書を使って対応していたと。
0:28:50	投資用施設は本部はございませんでしたので、その容量を使っていたということでございます。
0:28:59	以上です。
0:29:02	規制庁の方ではすごい、一本化したってというのは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:06	どういふことなのかわかりません。すいません。
0:29:10	はい。最初リーで東部、最初に絡みで保安全管理部の要領書を作っておりましたので、はい。それを使用でも使えるような評価したという意味でございます。
0:29:25	以上です。規制庁の本田です保安全管理部から見ると、
0:29:29	もう分かれてたのを一本化したってそういうことか。
0:29:32	わかりました。
0:29:34	はい、その通りでございます。はい。
0:29:47	本、私は特に異常ですけど、
0:29:52	はい。
0:29:53	そしたら、
0:29:56	ここ、
0:29:58	私の本大丈夫。うん。
0:30:00	一応機構の方から何かございますでしょうか。
0:30:05	現状機構の飯田ヒガシですとか草木の方は何かございますか。
0:30:11	はい。カクサケン本管理部の古橋でございます。特に、こちらからはございません。
0:30:16	以上です。
0:30:18	検証機構の東です。面談内容については特にコメントありません今後の地域ちょっと
0:30:26	ちょっと発言してもよろしいですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:27	はい。お願いします。
0:30:29	一応、東京の面談をさせていただきまして一応植野氏宿題とかはなかった、なかったという認識でいます。今後また衛藤規制庁さんの方で審議、シェア。
0:30:43	審議していただいて、また必要があれば今回のヒアリングっていう流れでよろしいですか。
0:30:52	規制庁の水野です。特に問題ございません。衛藤。
0:30:56	都築こちらでまた、お伺いしたいことございましたらこのような形で
0:31:02	面談とさせていただければと思っておりますのでよろしく申し上げます。
0:31:07	はい、原子力艦に関して承知しました以上で機構からは特にございません。これ以上ございません。ありがとうございます。
0:31:15	本田さん、よろしく。はい。
0:31:19	はい。特に結構ですねこちらもないです。はい。ありがとうございます。
0:31:25	それではちょっと本日の面談の方は終了させていただきたいと思えます。ありがとうございました。
0:31:35	ありがとうございました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。